

大阪市総合計画に関する意見書（要旨）

淀川の自然を守る会

I. 自然及び自然環境の保全に対する構想の欠落について

今回の計画では、大阪市の自然及び自然環境保全の政策がどの部門の構想にも入っていません。計画の策定にあたっての基本的態度として、最初に「人間本位の計画」があり、この項目のはじめの言葉が「環境の保全」です。また「市民生活の方向」という部分でも「環境保全」という言葉があり、その説明として「環境保全とは、良好な自然環境が保全され、また有害不快な物質により、環境が汚染されないことです。」とあります。

ところが計画では、どの項目にも良好な自然環境を保全するための政策が見当たりません。これはどうした理由からでしょうか。計画には「公園・緑地」「環境保全」という項目がもうけられていることから、大阪市内に自然や自然環境が不要であると考えているのでもないようです。これらの項目の原点あるいは到達点ともいうべきものが「良好な自然環境」であることは、大阪市内においても認識されていましょう。

そもそも計画の目的とする「大都市問題の解決」とは、過去の無制限な開発と、過大な自然環境破壊によって生じた、大阪の過密・住みにくさを改めることが、大きな眼目である筈です。この為の「公園・緑地」「環境保全」である訳で、これらの原点である自然や自然環境保全のための政策は、どうしても必要なものです。

私たちは日常の生活の中に、あるいは居住地域内に良好な自然環境を求めております。住民にとって、大阪市内に自然環境があつてこそ、住みにくさがやわらぐものです。

淀川にはヨシをはじめとして300余種の植物、天然記念物イタセンパラを含む56種の魚類、180種にのぼる野鳥、その他昆虫、水性生物、は虫類等が生息し、市民にとってかけがえのない自然環境です。

私たちは計画に自然環境保全の政策が取り入れられることを求めます。

II. 自然及び自然環境保全に関する提案

(1) 公園・緑化部門

大阪市内において貴重な自然環境の残っている淀川は、市街地の公園と同じような施設公園とせず、自然環境の保全と回復を旨とした自然公園とすることが必要です。

また、大阪市内における淀川の自然の重要性を考え、大阪市独自の立場から、淀川の自然環境保全の配慮を近畿地方建設局に要請し、さらに河口付近には干潟の造成も必要です。

(2) 社会教育・文化部門

大阪の文化発祥の母体としての淀川及びその河川敷は、今も生きる文化財であり、開発や整備の対象とせず、景観や空間、緑地、環境維持機能の維持と、破壊された地域の原状への回復を計るべきで、景観や自然の破壊につながる新たな架橋は不必要です。

(3) 環境保全部門

自然環境保全の項目を設け、現行の機械計測による数値規制以外に、生態学的手法を用いた指標を定め、環境保全の回復に努める。

(4) 河川部門

中小の河川改修においては、堤の総コンクリート化は行わず、河川の自然浄化機能を重視し、堤の土と水際の連続性を保たせること。

1976年12月8日 大阪市長宛提出

「都市と自然」第12号 1977年3月号「各地から」欄より転載